

建設業等の処理計画等の作成の単位

1 対象事業者

廃棄物の発生量が、産業廃棄物500トン以上、特別管理産業廃棄物50トン以上である事業場を設置している事業者

2 対象範囲

建設業等の場合、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とします。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断します。

建設工事（土木建設に関する工事（建設物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当します。

